

■改定対象利用規定

ValueDoor 振込送金 組戻・変更サービス利用規定

■改定箇所一覧

改定箇所	改定前	改定後
	2022年2月	2026年4月
(該当文言全て)	振込送金の組戻・変更サービス	振込送金 組戻・変更サービス(「の」を削除)
第1条 振込送金の組戻・変更サービスの内容等 (1) 振込送金の組戻・変更サービスの内容	①(略) ②振込不着となった振込に関する組戻の依頼(略) ③振込不着となった振込に関する変更の依頼(略)	(追加) ④振込不着となる前および入金済の振込に関する組戻の依頼(以下「事前組戻・入金済組戻依頼サービス」といいます)
第1条 振込送金の組戻・変更サービスの内容等 (3) 本サービスの対象振込	本サービスの対象となる振込は、当行所定の方法で実施された振込のうち、振込不着となった振込とします。本サービスでは、当行所定の方法以外で実施された振込、および振込不着となっていない振込に関する組戻・変更等の依頼はできないものとします。(略)	本サービスの対象となる振込は、当行所定の方法で実施された振込のうち、振込不着となった振込とします。ただし、「事前組戻・入金済組戻依頼サービス」を利用する場合には振込不着となる前および入金済の振込が対象になります。(略)
第1条 振込送金の組戻・変更サービスの内容等 (5) サービス手数料	本サービスの契約料・利用手数料は無料です。	(追加) ただし、本サービスのうち「事前組戻・入金済組戻依頼サービス」により振込不着となる前および入金済の振込の組戻を行う場合には所定の組戻手数料がかかります。
第1条 振込送金の組戻・変更サービスの内容等 (6) 本サービス利用に伴う組戻等の特約	①振込不着の通知(略) ②1件の振込不着に対し複数の組戻等の依頼がなされた場合の取扱(略) ③振込不着に対する組戻等の依頼がなかった場合の取扱(略)	(追加) ④振込不着となる前および入金済の振込の組戻依頼がなされた場合の取扱 所定の組戻手数料を引き落とすものとします。 また、当行所定の取扱日・取扱時間のみ取り扱うものとします。 なお、依頼の内容によって当行の裁量により個別組戻とするか一括組戻とするか決定するものとします。
第4条 提供サービス (4) 事前組戻・入金済組戻依頼サービス(追加)	(3) 変更依頼サービス(略)	(追加) (4) 事前組戻・入金済組戻依頼サービス ①事前組戻・入金済組戻依頼サービスの内容 事前組戻・入金済組戻依頼サービスは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、振込不着となる前および入金済の振込に

		<p>関する組戻の依頼ができるサービスをいうものとします。</p> <p>②組戻依頼の方法</p> <p>契約者は事前組戻・入金済組戻サービスにかかる組戻の依頼（以下「事前組戻依頼」といいます）を以下の方法で行うものとします。</p> <p>ア. 事前組戻依頼の作成</p> <p>契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認終了後に、事前組戻・入金済組戻サービスの利用権限がある利用者IDを有する利用者が、当行所定のフォーマットを用いて事前組戻依頼に必要な事項を入力し、当行所定の事前組戻受付時限までに本サービス画面上で事前組戻依頼の確定を行うものとします。</p> <p>イ. 事前組戻依頼の承認</p> <p>事前組戻・入金済組戻サービスにかかる事前組戻依頼の承認手続きは、前記第4条（2）②イが準用されるものとします。</p> <p>ウ. 事前組戻依頼の完了</p> <p>事前組戻・入金済組戻サービスにかかる事前組戻依頼の完了にかかる手続きは、前記第4条（2）②ウが準用されるものとします。</p> <p>エ. 振込資金の取扱</p> <p>当行は、振込先の金融機関（当行を含みます）から返却された振込資金を、契約者が事前組戻依頼時に指定した口座に入金するものとします。</p> <p>オ. 事前組戻依頼受付時限</p> <p>当行は契約者に事前に通知することなく事前組戻依頼受付時限を変更することがあります。</p>
<p>第5条 免責事項</p> <p>（6）事前組戻依頼の不備（追加）</p>	<p>（5）届出事項変更等の反映期間（略）</p>	<p>（追加）</p> <p>（6）事前組戻依頼の不備</p> <p>契約者は、事前組戻・入金済組戻サービスを利用するにあたり、事前組戻依頼に必要な事項を当行に通知しなかった場合または当該通知に不備があった場合には、組戻手続が実施できませんのでご了承ください。この場合、当行は組戻手続が実施できなかったことにより生じた損害について、責任を負いません。</p>